



3月の無料市民相談

会場 ふれあい3・3

■法律相談

とき・担当 27日(金)=壬生賢哉弁護士 9時30分～12時(1人20分程度)

定員 7人 先着順

申し込み 3月2日(月)から市役所1階市民相談所で内容を話して相談券を受け取ってください。

来られない場合はご相談ください。

■夜間心配ごと相談

とき 10日(火) 18時～20時

内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題

※直接ふれあい3・3へ

詳細 市民相談所(市役所1階)

☎32-6111 内線2121

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。

秘密は厳守します。

引き続き1年以上拘禁になっ



(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369

(32) 6369



福祉

ひとり親家庭や障害者世帯に入学援助金を支給

対象 4月10日現在、1年以上住民登録し、今年小・中学校に入学する子どものいる左記の①～⑥の世帯

①ひとり親家庭(父子・母子世帯) ②父または母が規則で定める程度の障害の状態にある ③両親がいない ④入

学する児童が規則で定める程度の障害の状態にある ⑤父または母が法

令により引き続き1年以上拘禁になっ

ている ⑥父または母に引き続き1年以上遺棄されている ※生活保護世帯、入学する児童が施設や里親に委託されている世帯は受けられません。また、所得や障害の程度などの制限があります

支給額 小学校入学1人2万円 中学校入学1人3万円

申請期間 4月10日(金)～30日(木)

申し込み・詳細 必ず持参するものⅡ印鑑 在学証明書 保険証 預金通帳(ゆうちょ銀行を除く) 持っている

方は持参するものⅡ児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳を持参し 児童家庭課(市役所1階8番窓口) へ

育とまこまい子育て支援センターからのお知らせ

①プレイルーム・親子ふれあいルームの解放 子育て中の親子が自由に利用できます

②子育てサークルルームの貸し出し 子育てサークル活動の場として利用できます

申し込み 利用日の3日前までに ③3月末までⅡやまて子育てルーム ④4月か

らⅡとまこまい子育て支援センター ⑤4月か

らⅡとまこまい子育て支援センター ⑤4月か

らⅡとまこまい子育て支援センター ⑤4月か

ところ とまこまい子育て支援センター(旧市立総合病院南棟跡)

料金 無料 詳細 児童家庭課 ☎(32) 6378

困りごとなんでも相談 いじめ、家庭内暴力 不動産金銭トラブル、相続・戸籍などの相談

とき 毎週月・火・水・金曜日(祝日を除く) いずれも9時30分～16時30分

ところ 札幌法務局苦小牧支局(旭町3丁目) 料金 無料

詳細 札幌法務局苦小牧支局 ☎(34) 7151 市社会福祉課 ☎(32) 6354



相談

とまこまい 広告のご案内

あなたの会社を広報とまこまいでPRしてみませんか?

16～25頁 1枠 42,000円(税込み) 28頁 1枠105,000円(税込み)

申し込みは下記の広告代理店へご連絡ください

北日本広告社 苦小牧営業所 ☎0144-36-7751

国民健康保険からのお知らせ

①国民健康保険への届け出をお忘れなく

転職や就職、入学・進学など異動の季節です。国民健康保険への届け出を忘れずにしてください

加入する人 職場の健康保険に加入している方、長寿(後期高齢者)医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての市民が対象です。自営業の方や職場を退職した方などが加入します

届け出 転入したとき、職場の健康保険をやめたとき、世帯員に異動があったときなどは、14日以内に手続きをしてください

②70～74歳の方の窓口負担1割が継続されます

4月より、70歳から74歳までの方が医療機関を受診したときに支払う窓口負担について、2割に引き上げられることになっていましたが、22年3月までの1年間は、現役並みの所得者を除いて、従来どおり1割に据え置かれます。なお、現在交付されている高齢受給者証による負担割合は2割(ただし21年3月31日までは1割)となっていますので、3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します(交付についての手続きは必要ありません)

③支払い方法が選択できます

国民健康保険税の支払いは、世帯全員が65歳以上で

一定の条件を満たすと、原則として年金からの支払いとなりますが、申請すると口座振替による支払いに変更することができます。3月31日までに申請すると、6月の年金からの支払いを中止し、6月末から口座振替による支払いになります。希望される方は保険証、印鑑(口座届出印)、口座番号の分かるものを持参し、国保課(21番窓口)までお越しください ※確実な納付が見込めない方は、変更が認められない場合があります

④国民健康保険税には減免制度があります

平成20年の所得が19年の所得より3割以上減少しているときには、国民健康保険税が減免となる場合がありますので、該当すると思われる方は、3月31日までに国保課にご相談ください

※世帯収入によっては、該当しない場合があります

⑤出産育児一時金について

1月から、産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合、申請により38万円が支給されます。申請には保険証、世帯主の口座番号、出産した医療機関などの領収書が必要です

詳細 国保課 ①～③=☎32-6418 ④=☎32-6426 ⑤=☎32-6425

届け出に必要な物の一覧表

こんなとき	届出に必要な物
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(退職の場合)、年金証書(年金受給者の場合)、印鑑
国保加入者が職場の健康保険に加入したとき	加入した職場の健康保険証、国保の保険証(返却)、印鑑
国保加入者が転出や転居をしたとき	国保の保険証(返却または住所の変更)、印鑑
進学や出稼ぎなどのため、もう1枚の保険証が必要なとき(注)	国保の保険証、在学証明書(入学前は合格通知書または入学許可書)、在園証明書(施設入所者の場合)、印鑑

※上表(注) 修学者用被保険者証(㊟の表示)、遠隔地用被保険者証(㊿の表示)の保険証を別に交付します。修学や出稼ぎを終えて苦小牧に戻ったときや、修学を終えて職場の健康保険に加入したとき、他の市町村へ転出したときは、国保の保険証、㊟や㊿の保険証、職場の保険証(就職した場合)を添えて届け出をしてください